

令和3年8月10日

令和3年第3回岬町議会臨時会

第1日会議録

令和3年第3回(8月)岬町議会臨時会第1日会議録

○令和3年8月10日(火)午前10時50分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり12名であります。

1番 松尾 匡	2番 谷崎 整史	3番 奥野 学
4番 中原 晶	5番 坂原 正勝	6番 反保 多喜男
7番 辻下 正純	8番 小川 日出夫	9番 竹原 伸晃
10番 和田 勝弘	11番 出口 実	12番 道工 晴久

欠席議員 0名 欠員 0名 傍聴 0名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田代 堯	まちづくり戦略室 危機管理監	増田 明	
副町長 中口 守可	総務部理事 兼財政改革部理事	窪田 忠剛	
副町長 松岡 裕二	総務部理事	寺田 武司	
教育長 古橋 重和	財政改革部理事 兼税務課長	阪本 隆	
まちづくり戦略室長 兼町長公室長	川端 慎也	しあわせ創造部総括理事 兼住民課長	今坂 嘉文
総務部長 西 啓介	しあわせ創造部理事 兼生活環境課長	辻里 光則	
財政改革部長 相馬 進祐	しあわせ創造部理事	松本 啓子	
しあわせ創造部長 松井 清幸	しあわせ創造部理事 兼子育て支援課長	松下 亨	
都市整備部長 奥 和平	都市整備部理事	吉田 一誠	
教育次長兼指導課長 澤 憲一	会計管理者 兼会計室理事	福井 智淑	
まちづくり戦略室理事 兼人事担当課長 廣田 尚司	教育委員会事務局理事 兼生涯学習課長	小川 正純	

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 鈴木真澄 議会事務局主査 池田雄哉

○会期

令和3年8月10日（1日）

○会議録署名議員

4番 中原 晶 5番 坂原正勝

議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3 議案第52号	令和3年度岬町一般会計補正予算（第4次）について
日程第4 議案第53号	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

(午前10時50分 開会)

○道工晴久議長 ただいまから、令和3年第3回岬町議会臨時会を開会します。

ただいまの時刻は、午前10時50分です。

本日の出席議員は、12名です。

出席者数が定足数に達しておりますので、本臨時会は成立いたしました。

本臨時会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

○道工晴久議長 これより、本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において指名いたします。

4番、中原 晶君、5番、坂原正勝君、以上、2名の方をお願いいたします。

○道工晴久議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日8月10日の1日といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日8月10日の1日と決定いたしました。

それでは、本臨時会の開会に当たり、町長から挨拶を求められておりますので、これを許可いたします。

岬町長、田代 堯君。

○田代町長 ただいま議長のお許しを得ましたので、令和3年第3回岬町議会臨時会の開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日、臨時会を招集申し上げましたところ、何かとご多忙中にもかかわらずご出席を賜り、心から御礼を申し上げます。

さて、大阪府においては新型コロナウイルスの感染拡大により、4度目となる緊急事態宣言が発出されております。

現在、感染力の高い変異株の出現により、住民の皆様には慎重な行動の継続をお願いしており、特に飲食店をはじめとする皆様には多大な影響を及ぼしていることと思えます。

本町としましては、引き続き、事業者の皆様へ寄り添った対策に努めるとともに、住民の命と

健康を守るためのワクチン接種事業を引き続き推進してまいります。

本町でのワクチン接種状況としましては、全国水準と比べ比較的早く接種が進んでいるものの、全国的に若い世代の陽性者が急増しており、今後は幅広い世代において希望する方にワクチン接種いただけるよう啓発や正確な情報の提供に努める必要があります。

議会の皆様におかれましても、引き続きご支援、ご協力いただきますよう改めてお願い申し上げます。

さて、本臨時会にご提案申し上げております付議事件でございますが、令和3年度岬町一般会計補正予算（第4次）についてが1件、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてが1件。

以上、議案2件でございます。何とぞよろしくご審議いただきますようお願い申し上げます、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いたします。

○道工晴久議長 町長の挨拶が終わりました。

本日は新型コロナウイルス感染症防止対策として、議案に係る職員及び町長、副町長、教育長、総務部長のみ残っていただき審議を行います。

他の方につきましては退席をお願いいたします。

○道工晴久議長 日程第3、議案第52号、令和3年度岬町一般会計補正予算（第4次）についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 日程第3、議案第52号、「令和3年度岬町一般会計補正予算（第4次）について」をご説明いたします。

本補正予算の内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症の拡大により事業経営に深刻な影響を及ぼしている状況を鑑み、町内の事業者への支援に必要な経費を「令和3年度一般会計（第2次）補正予算」において既に予算計上いたしておりますが、申請受付の状況を踏まえ、支援の対象となる事業者への支援金の不足が見込まれることから、支援金を増額する補正予算を計上するものでございます。

なお、支援金の支給を速やかに行う必要があると考えることから、臨時会の開会をお願いし、議案上程させていただいたものでございます。何とぞご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

議案書のほか、予算書とともに配付させていただいております補足説明資料と併せてご参照願います。

それでは、予算書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億9,193万8,000円とするものでございます。

2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」をご覧ください。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。

なお、詳細につきましては7ページ、8ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

繰入金といたしましては、本補正予算編成に必要な財源といたしまして、財政調整基金繰入金700万円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

3ページをご参照願います。なお、詳細につきましては9ページ、10ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

商工費といたしまして、事業者支援金700万円を計上いたしております。内容といたしましては、国の一時支援金の対象とならない町内の事業者で、令和3年1月、2月又は3月の売上げが対令和元年及び令和2年の同月対比で減少となった事業者を対象に、1事業所当たり20万円を支給するもので、第2次補正予算において既に65件分、1,300万円を予算計上いたしておりますが、直近の受付の状況を踏まえて、今回、35件分700万円を新たに追加計上するものでございまして、支援金の合計を100件分、2,000万円とするものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

中原 晶君。

○中原 晶議員 まず申し上げたいのは、本日、こうして必要な対応ということで、事業者支援金の増額を提案する臨時議会を開催いただいたこと、このことそのものを私はまず評価したいと思います。

専決ではなく、臨時議会を開いて審議の機会をきちんと保障していただいたということの評価したいと思います。

質問につきましてですが、この事業者支援金、町独自の制度を今年度も継続されるということで、この制度そのものの画期的な中身についてはこれまでも高く評価してきたところであります

し、近隣のみならず、全国的に見ても、私はこういった制度を町独自でしているところ、類を見ないと言ってもいいぐらいの非常に優れた内容だと思っております、今年度についてもそれを継続されるということと、それから、今回、提案される中身については申込みが多いという状況に対応するために、増額補正の提案をなさるということで、非常に評価できると考えております。

それで、お聞きしたいことは、制度そのものの中身で少し確認したい点がございます。

この事業者支援金については、三つの要件があります。その中で、一時支援金という国の制度があるのですが、その対象ではない、または対象となる見込みがないということが一つの条件となっています。

それから、もう一つ、1、2、3月において、1年前や2年前と比較して売上げが1%以上50%未満減少しているという、この二つの要件があるわけですね。

ただ、国の一時支援金はもう既に締め切られておまして、例えばですけれども、この一時支援金そのものは非常に周知が不十分で、知らなかったために、実は50%以上減少していて対象となったのだけれど、それに今、気づいてももう申込みが国のほうはできない状況にあるわけですね。

そういった事業者は、要件として、対象となる見込みがないというように私は思うのですが、ただ町のほうの売上げ減収の割合でいうと、1%以上50%未満となってしまうので、事業者にとっては知らなかったとか、そういった事情で申請ができなかったことになるのだけれども、50%以上の場合は、二つ目の要件に引っかかってしまいまして、これで申請ができないということになりかねないと思うのです。そういう意味では、制度上の矛盾があると私は思っているのですが、こういった事業者が発生した場合どのように取り扱うお考えかということをお聞きしたいのが1点目であります。

それから、商工会が受付事務を行っておりますけれども、明日が受付の期限ということでもあります。

ただ、これは非常に優れた制度であると同時に、昨年度は年度末ぎりぎりまで、予算があったということもありますけれども、受付そのものは岬町の窓口で行っていたという実績もあり、8月11日でこの制度そのものをやめてしまうということは、私は無慈悲かなと思うのです。

これ、期間の延長についてはどのようにお考えかお聞きしたいというのが2点目です。

それから、今回、合計して100件分の事業者支援金を用意するというご提案ですけれども、それをさらに超える申込みがあり、また審査を通ったということがあった場合は、さらに増額をするというお考えがあるのかお聞きしたいと思います。

○道工晴久議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 都市整備部の吉田です。

ただいまのご質問にお答えさせていただきたいと思います。

3点あったかと思うんですけども、まず、一時支援金のほうです。もう既に申請が終わってまして、今は月次支援金という、一時支援金が1月、2月、3月と比較するようになってまして、それ以降が月次支援金で、何月分は何月何日から何月何日までの申請期間ということで今も申請受付をやっているという状況でございます。おっしゃられていますとおり、50%以上の方は国の制度を活用していただくということで、私どもの事業者支援金の制度が50%以上に達しなかったけども影響を受けている事業者ということで制度分けして運用させていただいているところでございます。ですから。収入の影響額が50%以上の方はこの事業者支援金の対象にはならないということになってしまいます。

ただ、事務を委託している商工会さんに書類を審査していただく中で、一時支援金の制度がありますよということや50%以上の方については一時支援金制度を活用していただくように周知をしてもらったところであります。

二つ目のご質問は、申請期限が8月11日、明日までということでございますので、そちらのほうにつきましては、第一次、第二次、第三次という受付をしてきておりまして、その最後の期間が明日8月11日で締め切られて、これで一応公表させていただいてます申請受付日程については終了ということになります。

しかしながら、前回の事業者支援金のときもそうございましたけれども、予算には限りがありますが、予算の範囲内でやむを得ない事情があつて、要件をきっちりと満たしておられる事業者であれば、今の状況を考えて支援をしたところでございますので、前回やって今回やれないということはないと思いますので、その分、少しは余裕を持たせた予算の要求をさせていただいたところでございますので、そういう検討はしていきたい、申請受付できるように実施してまいりたいというふうに考えております。

最後の質問、100件分を要求させていただいているわけなんですけれども、この2日間で100件を超えるというようになれば、当然、またその方については申請期間内に申請していただいて要件を満たすということでございますので、さらに、また補正予算なりの要望をさせていただいて支給できるように実施してまいりたいと考えております。参考に申し上げますと、今日の朝時点で既に、ご予約いただいている方を含めまして88件ということになってございますので、12件程度、余分といいますか、余力があるという形になりますけれども、今日、明日で締め切

らせていただいて、この件数で満たされるんじゃないかというふうには考えておりますが、駆け込み等があって予想を上回るようなことがあれば、また予算をお願いすることになりますので、そのときはよろしくお願ひしたいと思います。

○道工晴久議長 中原君、よろしいですか。

中原 晶君。

○中原 晶議員 1点目のお答えなのですが、これはさらに検討を加えていただきたいと私は思います。

そもそも、国の一時支援金の制度そのものが非常に利用しづらい状況にあったことや、制度の周知そのものが、そこは国の責任ですよ。非常に周知が不十分であったという、これは国の問題なのですよ。

だけれど、これは5月31日が締切りだったのですね。それで、もちろん商工会などでも一時支援金のほうが上限額が高いのだから、そちらのほうが有利ですよって、もし対象になるのであれば、50%以上減少しているのであれば、そちらを申請したらどうですかと案内してくださっているということも存じ上げておりますけれども、この岬町の事業者支援金は6月15日が一番最初の受付でしょう。もう、5月31日に一時支援金は締め切っているわけですよ。

だから、例えば同時並行の期間があるならば、この受付に相談に来た人に、あなたの場合であったら一時支援金のほうが得だし、国がこういう制度があるからそちらに申請しなさいよと、それに当てはまらない人は岬町がこういう制度を設けているのだと、救済制度がありますよという話になるというのであったら分かるのだけれど、そもそも、受付が始まった6月15日というのは、一時支援金、対象になっていたって申請できない期間にもうなっているわけなのです。

岬町が事業者を何とか救いたいということで、こういった、本当に素晴らしい制度を設けているというように私は評価しているのですけれども、何とか救いたいということであるならば、国が不十分であったのだから、それは知らないよということにしないで、50%以上超えていても、国の制度が活用できていない事業者に対しては門戸を開くということを、ぜひ、これ今結論出せと言ったらノーとおっしゃるでしょうから、今後、その点についてもぜひ検討を加えていただきたいと思います。

それから、確認なのですが、受付は明日までということになっておりまして、これはあくまで受付ということですので、実際の相談は、例えばあさってとかしあさってとか、そういうことになることはあり得ると考えていいのか、確認をさせていただきます。

それともう1点、重ねて確認なのですが、先ほどご答弁いただいた中身によりますと、運用と

しては昨年同様柔軟な対応をとお考えのようで、この受付期間を超えても町の役場の担当課で相談に乗っていただき、また対象になると判断された場合は、この制度の申請ができるというように考えていいのか確認したいと思います。

○道工晴久議長 都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 都市整備部、吉田です。

ただいまのご質問にお答えします。

私どもは引き続き窓口で相談受付をしていきますし、商工会さんのほうも申請受付は終わったとはいえ、事業者さんがお困りで相談に来ているわけですから、対応していただけるようお願いしたいと考えております。

それと、申請期限が過ぎてからの申請についての考え方というところでございますけども、こちらのほうは先ほど申し上げましたとおり、予算には限りがありますが、予算の範囲内であれば対応できるものと考えておりますので、その辺は一定の時期が過ぎておりますので、財政との協議が必要になりますけれども、ご支援できるように対応してまいりたいと考えているところでございます。

○道工晴久議長 中原君、よろしいですか。

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

中原 晶君、賛成ですか、反対ですか。

○中原 晶議員 賛成です。

○道工晴久議長 反対の方ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 それでは、中原 晶君。

○中原 晶議員 議案第52号、令和3年度岬町一般会計補正予算(第4次)について、賛成する立場で討論を行います。

先ほど質疑の中で確認させていただいたとおり、非常に柔軟な対応も含めて、困難を抱えている事業者を何とか救済したいという思いを私自身は強く感じました。

ですので、賛同はいたしますが、先ほど申し上げたとおり、50%を超えたら対象外になるという機械的な考え的については今後見直されるように、強く要望して賛同したいと思います。

○道工晴久議長 次に、和田勝弘君。

○和田勝弘議員 賛成討論です。

新型コロナウイルス対策事業者の支援予算について賛成討論をいたします。

岬町内事業者の支援事業として、先日の5月臨時会において、65件の1,300万円を予算化したものの、直近の受付の状況を踏まえ増額するとありますが、この措置は支援事業者のためにコロナによる大きな影響をできるだけ緩和するためになると思いますので、賛成討論といたします。

○道工晴久議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 これで討論を終わります。

これより、議案第52号、令和3年度岬町一般会計補正予算(第4次)について、起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

○道工晴久議長 日程第4、議案第53号、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 日程第4、議案第53号、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきまして、ご説明をいたします。

提案理由といたしましては、デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、関係条例の所要の規定の整理を行う必要があるため、本条例を制定するものでございます。

デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が5月19日に公布され、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改

正に伴う一部規定が9月1日から施行されます。

同法の規定を適用している条例に所要の改正の必要が生じたことから、該当する関係条例の改正を一括して行うものでございます。

条例案についてご説明いたします。

議案書の裏面をご覧ください。

第1条は岬町手数料条例の一部改正で、個人番号カードの発行に関する手数料については、地方公共団体情報システム機構が定めることとされたことに伴い、その再交付に係る手数料の規定を削除するものでございます。

第2条は、岬町個人情報保護条例の一部改正で、法律の改正に伴い生じる用語及び号ずれの整理をするものでございます。

第3条は、岬町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正で、法律の改正に伴い生じる号ずれの整理をするものでございます。

附則として、この条例は行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行日である、令和3年9月1日から施行するものでございます。

以上が、条例の概要でございます。よろしくご審議のうえ、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

中原 晶君。

○中原 晶議員 非常に難解なものだと私は思っているのですが、参考資料は非常に簡単な表の1枚だけのものとなっておりますが、中身が非常に複雑難解だと思っております。今後もこのデジタル関連法に関わってはこの議会にもいろんなものが出てくるのだろうと思っております。

今回、提案されたものについてお聞きしたいのですが、まず、主な内容が1、2、3と参考資料には記載されておまして、その1点目、手数料について、今の岬町手数料条例の手数料が1件につき800円となっておりますが、個人番号カードの再交付の手数料のことかな。それが、条例から削除されるという提案なのですね。

それで、これは説明によると、地方公共団体情報システム機構が定めるということで、要は、今までは岬町の会計に一度この手数料については入って、それをそのまま同じ金額、今、800円ですけど、それをそのまま担当する地方公共団体システム機構ですか、ここへそのまま流す

というか渡していたということであったかというように思っているのです。それが岬町のお財布は経ずに、そのまま地方公共団体情報システムに収めるということになるから、町の条例からは削除するというかかと思っているのですが、そういう理解でいかどうか1点お聞きしたいということと。

それから、この手数料なのですが、システム機構が定めるということは、今後、勝手に値上げされるということもあると考えていいのか、これが一つ目の手数料条例の一部改定の中身で聞きたいことです。

それから、二つ目の、いわゆる上位法が変わったので条例の中身も変えないといけない、番号法の改正に伴い生じる用語及び号ずれの整理といったことが理由に挙げられて、第2条関係、第3条関係の変更が必要だという提案なのですけれども、私は上が変わったから下を変えないといけないという簡単なものではないというように思っております。

この中身についてよく精査する必要があると思っています。

この二つ目と三つ目の改定がなされた場合、住民にとってはどういったことが起こるのか、その点について説明をいただきたいと思います。

○道工晴久議長 　しあわせ創造部総括理事、今坂嘉文君。

○今坂しあわせ創造部総括理事 　ただいまのご質問で、手数料関係について答弁させていただきます。

まず一つ目、手数料の取扱いについては、デジタル社会の構成を図るための関係法律の整理に関する法律第55条により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が改正されまして、個人番号カードの発行主体がJ-LIS（地方公共団体情報システム機構）であることが明確にされましたので、今回、J-LISが個人番号カードの発行に関し手数料を徴収することができることになりました。

その徴収事務を住所地の市町村長に委託することができることが今回新たに規定されましたので、このことから、令和3年9月1日からは従来どおり、再発行手数料を徴収するもののJ-LISからの徴収へ位置づけが変わることにより岬町の手数料条例に規定しておりました個人番号カードの発行手数料の徴収規定を削除するものとなります。

よって、従来の補助金の算定におきましては、その補助金の算定における800円という再発行手数料を差し引いたものが国から補助金として歳入されておりましたので、今回、J-LISに歳入されることによって、その全額がまた町のほうに入ってくるので、トータルとしては変わらないという形になります。

次に、システム機構に変わったことによりまして、値上げされるのではないかということになるんですけども、個人番号カードの再発行手数料については、機構が総務大臣の許可を得て手数料の額を定める規定を制定される予定と聞き及んでおります。

これは、令和3年9月1日に施行予定となりまして、当該規定は総務大臣の許可を得て令和3年8月中、今月中に制定される予定となっております。

手数料の額については、先ほどご説明いたしました総務省のマイナンバーカードの交付事業費補助金の交付要綱に規定されております、800円と同額で調整されております。

○道工晴久議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 私のほうからは、第2条、第3条関係の改正に伴う影響ということでご説明させていただきます。

今回の条例の改正につきましては、整理条例ということで提案させていただいております。

この整理という考え方なんですけれども、これは法律の改正・改編に伴いまして関係条例の中で不要になった規定を削ったり字句を改める等、必然的に行われる改正を内容とするものでございまして、その中には実質的な政策判断に基づいたような改正が含まれたものではございません。

今回の法律の改正に伴いまして、条例で引用している条項の番号がずれたこと、それと併せまして、デジタル庁の設置に伴いまして総務大臣から所管する内閣総理大臣へと担当が変わったことによる用語の訂正でございますので、これに伴いまして従前からの条例の適用に伴う住民の皆様方への影響というのは変わらないということでございます。

○道工晴久議長 よろしいですか。

中原 晶君。

○中原 晶議員 私が、これは単純な上位法の変更があったから、条例の番号や表現を変えないといけない、それだけのことで実質的に何も変わらないということは考えてはおりません。

その事柄については、ご承知のとおり国で変えたことですので、ここでいろいろやり取りするというのはいかがかなとも思うので、討論のときに私の考えていることについては申し上げたいと思いますが、1点お尋ねします。

これは、この制度の運用をずっと進めていく中で、問題になるのは個人情報の取扱いなのです。それで、国では個人情報を守るという、彼らの説明ですが、守れるのだということで特命確保制度というのを設置するわけですね。

これは、各都道府県や政令市は義務になっているのですけれども、ほかは経過措置というふうになっているのですよ。

この辺りについて、岬町は今後どのようになさっていく計画であるのか。

まだ今後の検討かもしれませんが、お考えになっていることがあればお聞きしておきたいと思
います。

○道工晴久議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 今般のデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い
まして、個人情報保護法の改正が行われ、地方公共団体に関する規定につきましては、公布の日
から2年を超えない範囲において政令で定めることとされております。

個人情報保護法の改正に伴いまして、従来の個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立
行政法人等個人情報保護法の三法の法律が統合され、地方公共団体の個人情報保護制度につい
ても統合後の法律において全国的な共通ルールが適用されることとなり、条例の改正を行う予定で
すが、現時点では国のガイドライン等が定められておりませんので、今後の見直しについては国
のガイドライン等が示された後に検討してまいりたいと考えております。

○道工晴久議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

中原 晶君、賛成ですか、反対ですか。

○中原 晶議員 反対です。

○道工晴久議長 どうぞ。

○中原 晶議員 議案第53号、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に
関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、反対の立場で討論を行
います。

先ほど質問の中でお聞きしたことについて、まず1点申し上げておきたいと思
います。

再発行の手数料の問題です。お答えにあったとおり、総務大臣の許可を得て決まるものだとい
うことではありますが、これは全く岬町は何の権限もなくなるわけで、引下げもあるかもしれま
せんけれど、引上げもあると。町の権限の及ばないところで住民の皆さんに不利益が及ぶかもし
れないという内容が含まれているという一つの問題点を指摘しておきたいと思
います。

それから、いわゆるデジタル関連法というのは、国会で6本の法律を一遍に不十分な時間で審
議されたものでありまして、確かに便利になる部分もあるということは言えると思
いますが、問題
は個人情報はどう守られるのか、そのことへの担保がないということなのですね。

それを、どう岬町を守るねんという話をこの場でしたところで、ご提案者の側としては、国がそういうふうな国会で決められて、地方はそれに従わざるを得ないということでしょうから、そういう角度からの質問は先ほどは差し控えましたが、このデジタル関連法全体をこれから地方においても実施していくことになるわけです。

その中で、何が住民の皆さんにもたらされるのかということについては、執行する側となる岬町の職員の皆さんはもちろん、私たち議会についてもよく理解をしておく必要があると思います。

このデジタル関連法としては、全体として、行政が、特に国が個人情報を集積して、そのデータを企業等に開放できる、そして利活用しやすい仕組みにする、このことを優先するためにこういったデジタル関連法が強行されたというところなのですね。

それで、そのことで岬町の住民の皆さんがどういった状況に陥るのかということについては、先ほど来申し上げているとおり、個人情報の保護がないがしろにされてしまうという重大な問題をはらんでいると私は考えています。

先ほどのことで言うと、平たく言うと、行政が持っている個人情報を民間の儲けのためにできてしまう、また、本人の同意なしに個人情報を目的外利用できる、そして外部に提供もできる、最終的には企業の利益につなげようというものとして形成されたものというものでありますので、私としては到底、賛成どころか大反対と言わざるを得ないと考えています。

それで、国会審議などで皆さんもお聞きかと思いますが、企業などに提供する情報については、先ほど申し上げました匿名加工制度をするのだというように繰り返し言っているわけなのですよ。

それは、個人が識別できないようにして提供するから、個人情報は外部に漏れない、大丈夫ですよというように言うのだけれど、この非識別加工情報というものを複数組み合わせれば、個人の特定は可能なのです。

ですので、そういう意味では非常に危険性を持ったものということが言えますし、既に、非識別加工情報というものは本人の同意なしに提供もされておりますし、また、提供したという事実を本人に通知もしない、こういう運用が既になされているのですよ。

また、本人から自らの個人情報の利用をやめてほしい、削除してほしいという請求すらできないという仕組みにこの上位法はなっているのです。

これは、私自身もそうですね。個人情報の自己コントロール権を根本から奪うものと、それに岬町が手を貸すというのだと私は思っておりますので、先ほど来申し上げているとおり大反対だということです。

実際に、事例として非常に緻密な個人情報が外に漏れるということも起こっておりますので、

今後、そういったことがどんどん発生していくことも懸念されます。

そういう意味でも、こういったことを国会で決められたからといって、きれいに右から左に実施をするということには反対だ、ということを重ねて申し上げて討論いたします。

○道工晴久議長 他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 以上で討論を終わります。

これより議案第53号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○道工晴久議長 起立多数であります。

よって、議案第53号は可決されました。

以上をもって、臨時会の会議に付された事件は全て終了しました。

以上で本日の会議を閉じます。

これをもって、令和3年第3回岬町議会臨時会を閉会いたします。

慎重審議ありがとうございました。

(午前11時40分 閉会)

以上の記録が本町議会第3回臨時会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和3年8月10日

岬町議会

議 長 道 工 晴 久

議 員 中 原 晶

議 員 坂 原 正 勝